⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 25 January 2013 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 25 January 2013 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 25 January 2013)

⑹　Contact point for tender documentation : Tomonori Murakami the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年 10 月 23 日

支出負担行為担当官

近畿地方整備局副局長　田邊　俊郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　28

○第７号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　大阪港北港南地区航路（－16m）附帯施設基礎等工事（第一工区）

⑶　工事場所　大阪市此花区夢洲東１丁目地先

⑷　工事内容　本工事は、大阪港北港南地区航路（－16m）浚渫の附帯施設工として管理区域拡大のための灯浮標（表示用標識）の移設、撤去及び汚濁防止膜並びに埋立護岸基礎工の施工を行うものである。

航路附帯施設工［汚濁防止膜工（移設撤去工　１式、鋼管杭工　１式、標識灯設置工　１式、汚濁防止膜設置工　１式､雑工　１式）１式、基礎工（盛砂　１式、捨石荒均し　１式、防砂シート　１式、雑工　１式）１式、安全管理　１式］１式

⑸　工期　契約締結の日から平成25年10月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　鋼管杭φ1,500、汚濁防止膜、砂、杭打船

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年５月31日法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能の向上に関する項目について、当局の想定する施工方法（以下「標準案」という。）に対して技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお､特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成23・24年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成23・24年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

また、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次の①及び②の施工実績を有すること。なお、①と②は別件工事でも可。

①　海上工事において杭径1,100㎜以上かつ杭長35m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事

②　海上工事において盛砂又は敷砂を施工した工事

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては､次の③及び④の施工実績を有すること。なお、③と④は別件工事でも可。

③　海上工事において杭径550㎜以上かつ杭長18m以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事

④　海上工事において盛砂又は敷砂を施工した工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は､専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、配置予定技術者の資格及び上記⑸㈠①又は②の同種工事の元請けとしての経験を有すること。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記⑸㈡③又は④の同種工事の元請けとしての経験を有すること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は､この限りではない。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　１⑴に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）